

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

止めよう! 変形労働制 87

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.87

全北海道教職員組合

2020.11.17

「1年単位の变形労働時間制」について、道教委と2回目の交渉② 仮に条例案が可決されたとしても、導入は 各市町村教委や学校が選択的に判断する

●仮に条例制定された場合の、制度導入の判断について

13日(金)の交渉では、仮に条例が制定された場合の、その後の制度導入の判断や、その判断について道教委として一切の介入を行わないことについて質問しました。

《道教委の回答》～市町村立学校への導入について

条例案が可決された際には、道教委において、制度の詳細を定めた規則などの整備を行うこととなりますが、各市町村教育委員会は、その規則などを踏まえ、本制度を導入するか否かについて、検討を行うものと考えております。

なお、本制度は、各市町村教育委員会や学校の判断により選択的に導入できるものであり、一律に適用されるものではありません。

《道教委の回答》～道立学校への導入について

本制度は、各学校の判断により選択的に導入するものと考えております。

●制度導入の判断に対し、道教委として一切の介入をしないとの認識を確認

「各市町村教育委員会や学校の判断により選択的に導入できるもの」との回答について、私たちは、「各市町村教育委員会や道立学校の判断に対し、道教委として一切の介入をしないと認識する」との指摘を行いました。

この指摘は、事前に道教委と事務折衝を行い、文言の調整を行っているものですから、「道教委として一切の介入をしない」との認識は、道教委との間で確認されたと言っても差し支えありません。

また、今後、「北海道アクション・プラン」が再検討されることとなった場合に、数値目標として「1年単位の变形労働時間制」の活用を盛り込むなど、活用の促しなども絶対に行わないよう強く求めました。



●各職場で、制度を導入させないことへの合意づくりを

道教委は「各学校の判断により選択的に導入するもの」だとしています。市町村立学校への導入については市町村教委に確認する必要がありますが、基本的には、同様に各学校の判断が尊重されるものです。制度を導入させないために、各職場で導入させないことへの合意づくりが重要です。